居住制限区域(浪江町)に居住し、原発事故当時は福島県内の病院に入院中であったが、当該病院の避難に伴い転院を余儀なくされ、過酷な移動や慣れない環境の中で病状が悪化し平成23年3月中に死亡した被相続人(同人を父母である申立人らが相続。)について、被相続人の既往症や原発事故前後の病状の経過等も踏まえ、原発事故の影響割合を7割として死亡慰謝料及び葬儀費用(ただし、いずれも既払金を除く。)が賠償されたほか、被相続人及び申立人らについて、平成23年3月中の避難が過酷であったこと等を考慮して各自一時金10万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が、さらに、申立人らについて、家族間に別離が生じたことや申立人母が持病を抱えながら避難生活を送ったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料(増額分)及び別離期間中の家族間移動費用が、それぞれ賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X1(以下「申立人X1」という。)及び申立人X2(以下「申立人X2」といい、総称して「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A(以下「亡A」という。)が平成23年3月○日に死亡し、申立人らが 亡Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人らの知る限り、申立人らが亡Aの全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目(同記載の期間に限る)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目(同記載の期間に限る。) に対する和解金として金1852万7200円の支払い義務があることを認 める。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目(同記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人 らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対し

て別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年9月22日

(仲介委員 山田 正記)

別紙

令和○年(東)第○号

1740 1 (%) 310 9				
損害項目		内 訳	期間	金額
X 1 分	日常生活阻害慰謝料(増額分)	一時金	H23. 3. 11∼ H23. 3. 31	100, 000
	日常生活阻害慰謝料(増額分)	家族別離	H23. 4. 1∼ H30. 3. 31	2, 520, 000
	家族間移動費用		H26. 3. 1∼ H30. 3. 31	2, 587, 200
X 2分	日常生活阻害慰謝料(増額分)	一時金	H23. 3. 11∼ H23. 3. 31	100, 000
	日常生活阻害慰謝料(増額分)	持病	H23. 6. 7∼ H30. 3. 31	820, 000
亡A分	日常生活阻害慰謝料(増額分)	一時金	H23. 3. 11∼ H23. 3. 23	100, 000
	死亡慰謝料			12, 000, 000
	葬儀費用			300, 000
合 計				18, 527, 200